

令和元年度 第1回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和元年8月2日(金) 14時00分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 尾崎 晴男 (東洋大学 総合情報学部 教授) 委員 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士) 委員 吉田 智也 (中央大学 商学部 准教授)
事務局等職員の 氏名及び職名	総合政策部長 水口知詩 契約検査課長 佐々木恵司 主任 伊藤大毅 安心安全課長 落合一志 副課長 荒野智紀 鶴瀬駅西口整備事務所 主査 関口宏幸 道路治水課 副課長 大橋秀樹 主任技師 渡邊英之 難波田城資料館長 早坂廣人 教育政策課 主任技師 上野京子
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 (契約検査課長) 2 委員長あいさつ (尾崎委員長) 3 議事 (進行=尾崎委員長) <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ①令和元年度入札制度改正について ②建設工事等に関する入札及び契約状況について ③入札参加停止情報について (2) 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> ①建設工事案件に係る審議 (一般競争入札) 4件 ②建設工事案件に係る審議 (随意契約) 1件 ③建設関連業務案件に係る審議 (指名競争入札) 1件 (3) 委員による協議 (4) 審議結果講評 (5) その他 4 閉会 (契約検査課長)

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
<p>(1) 報告事項（事務局から説明）</p> <p>①令和元年度入札制度改正について</p> <p>②建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>③入札参加停止情報について</p> <p>(2) 審議案件（事務局・担当課から説明）</p> <p>平成 30 年度下期執行入札及び随意契約より 6 件抽出。</p> <p>案件抽出委員：案件の選定については、再入札案件、設計額の大きい工事や落札率が高いもの、低いもの等特徴的な案件を抽出した。</p> <p>① 建設工事案件に係る審議（一般競争入札）4 件</p> <p>1 【再入札】 富士見市街頭防犯カメラ機器設置工事</p> <p>委員：防犯カメラはどのような場所に何台設置したのか。</p> <p>委員：他の自治体も防犯カメラを導入しているのか。</p> <p>委員長：本件は、国の補助金の対象になるのか。</p> <p>委員長：1 回目の入札では、全者予定価格超過となったが、この結果についてどのような考察ができるか。</p> <p>委員長：入札参加資格は1回目と2回目で変えているのか。</p> <p>委員長：この件については妥当ということで審議を終了する。</p> <p>2 事業用地維持工事（30-その4）</p> <p>委員長：落札事業者とその次に高い金額で入札した事業者の金額が 100 円の差しかないがここまで正確に積算できるものなのか。</p>	<p>事務局：富士見市の入札制度について説明を行った。</p> <p>事務局：資料 1～6 に基づき説明を行った。</p> <p>事務局：資料 7 に基づき説明を行った。</p> <p>事務局：資料「様式第 6 号その 1」に基づき案件の説明を行った。</p> <p>担当課：市内 3 駅を中心に合計 10 台設置した。</p> <p>担当課：現在、推進自治体は多い。</p> <p>担当課：補助金の対象事業である。</p> <p>担当課：当該案件の設計については他市で実績のある 3 者から見積りを徴取し、最低価格を提示した大手企業の見積書を参考に作成した。防犯カメラ設置のノウハウがあり、機器を大量かつ安価に仕入れることができる大手企業と市内業者を比べるとどうしても仕入れの時点で価格差が生じるため、市内本店の事業者のみが参加できる 1 回目の入札では、全者予定価格超過となったと考えられる。</p> <p>事務局：変えている。1 回目は市内本店の事業者が対象であったが、2 回目では埼玉県内の事業者を対象を広げた。</p> <p>事務局：資料「様式第 6 号その 1」に基づき案件の説明を行った。</p> <p>担当課：正確な積算ができる事業者もいるので、珍しいケースではない。</p>

委員長：本件入札では、5者応札の結果1者が最低制限価格未満という結果となっているが、最低制限価格の計算方法は公表されているのか。

委員：平成30年度には同名の工事で『その2』、『その3』という入札案件があり、『その4』に比べて落札率が高いが、この結果はどう考察できるか。

委員長：この件については妥当ということで審議を終了する。

3 関川排水機場増強工事（土木・建築）

委員長：当該工事は土木と建築で分けなかったのか。

委員長：入札参加資格者は何者いたのか。

委員長：入札参加資格の設定の基準はどのように決定しているのか。

委員長：この件については妥当ということで審議を終了する。

4 関川排水機場増強工事（機械・電気）

委員長：どのように設計を行ったのか。

委員長：4者最低制限価格未満で失格となっているがどのように考えられるか。

委員長：3者同額で札を入れているがこれほどのよ

事務局：公表している。

事務局：『その2』については、4者応札の結果3者が最低制限価格未満。『その3』については、5者のうち3者が最低制限価格未満という結果で、『その4』に比べて多くの応札者が失格している。入札結果の詳細をみると、『その2』、『その3』では、最低制限価格に近い金額で応札した事業者がいずれも最低制限価格を下回って失格となり、比較的高い金額で応札した事業者が落札した。一方、『その4』では最低制限価格に近い金額での競争が行われたうえで落札者が決定したため、他の2件に比べ落札率が低くなったと考察できる。

事務局：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

担当課：積算自体は分かれているが、性質上分割発注できない工事である。理由の一つとしては、分けてしまうと、受注業者間の調整が必要になってしまうため。

事務局：17者程度。

事務局：入札参加資格者の登録状況や過去の入札結果等を総合的に勘案し、基本的に毎年見直しを行っている。

事務局：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

担当課：埼玉県の積算方法を基に行い、それに該当しない水中ポンプ、分電盤関係は2者から見積りを徴取し、設計を行った。

事務局：設計金額と最低制限価格の算定式は公開しているが、設計金額の内訳は公開していないため、失格となった事業者については、積算した結果、最低制限価格が実際よりも低いと判断したと推察できる。

事務局：当該事業者については、単純に設計金額に

うに考えられるか。

委員：2者から見積を徴取したといていたが、当該2者の平均を設計の参考としたのか。

委員：設計額の中で製品部分の割合はどの程度のものなのか。

委員：最低制限価格未満で失格した業者の入札金額が最低制限価格と乖離しているが担当課としてはどう推察するか。

委員長：この件については妥当ということで審議を終了する。

② 建設工事案件に係る審議(随意契約)1件

1 難波田城公園防犯カメラ設置工事

委員長：随意契約に至るまでの経緯は。

委員長：当該随意契約の見積は3者から徴取したことになっているが結果は。

委員：見積りを徴取する際、設計額は提示したのか。

委員：どのように設計を行ったのか。

委員長：この件については妥当ということで審議を終了する。

③ 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)1件

1 平成30年度市立小・中・特別支援学校建築物・建築設備及び防火設備定期点検調査委託

委員長：何校を対象としているのか。

0.9を掛けて算出したものと推察できる。

担当課：そのとおり。

担当課：半分程度。

担当課：製品部分が本件設計金額の半分以上を占めているので、各事業者の読みが難しかったのかもしれない。

事務局：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

事務局：まず1回目の入札については、電気工事業の登録のある市内本店業者で、総合評定値999点以下の者を対象として一般競争入札を行った。結果は4者応札したが全者予定価格超過で入札取止めとなった。そして、2回目の入札では地域要件を広げ、市内本支店業者で総合評定値999点以下の者、県内本支店業者で総合評定値700点以上の者を対象として、一般競争入札を行った。結果は応札者がいなかったため入札取止めとなった。当該結果を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1第8号に基づき随意契約に至った。

担当課：2者見積り提出、1者辞退となった。

担当課：していない。

担当課：複数業者から異なる工法で見積徴取し、より安価な工法の見積りを参考に設計を行った。

事務局：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

担当課：市が所有している学校は18校だが、PFI事業で当該業務を行っているつるせ台小学校は除き、17校を対象とした業務である。

<p>委員長：1校当たりどのくらいの時間で積算しているのか。</p> <p>委員長：技術者の人工については、</p> <p>委員：工事概要の中で特別支援学校のみ報告業務というのがあるが、他の小中学校とは何が違うのか。</p> <p>委員：どのような点検方法を用いるのか。</p> <p>委員：当該業務は毎年行うのか。</p> <p>委員：当該業務の指名業者数は4者となっているが、どのように決定しているのか。</p> <p>委員：当該業務の指名業者はどのように選定したのか。</p> <p>委員長：この件については妥当ということで審議を終了する。</p> <p>(3)委員による協議</p> <p>(4)審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>委員各位：承認</p> <p>(5)その他</p>	<p>担当課：日程調整、点検、報告書作成を含め4日程度で見ている。</p> <p>担当課：1校当たり4.5人工で積算している。</p> <p>担当課：建築基準法で特別支援学校のみ県へ報告する義務があるため。</p> <p>担当課：外壁等打診を行ったりする箇所もあるが、基本は目視で点検を行う。</p> <p>担当課：建築設備、防火設備については、年1回。建築物については2年に1回という規定に基づいて行っていく。</p> <p>事務局：設計金額によって指名業者数を決定している。</p> <p>事務局：どの業務の選定方法にも共通しているが、市内事業者を優先しつつ、実績や事業者の規模等を総合的に勘案し、決定した。</p>
---	---

委員会意見	◆特になし
-------	-------